

日本の政治改革を「政党の在り方」から問い直し、政党法の制定を

政治・行政改革
委員会
(2012年度)

委員長
永山 治

民主党政権は、党としての一体性を欠き分裂、政党とは何なのかという疑問を国民に抱かせることとなった。自民党にしても「古い自民党の体質が本当に変わったのか」という不安を拭い切れない。永山委員長が、「政党法」の必要性を説き、あるべき政党の姿について語った。

国民の意思反映のための ガバナンス強化、透明性の確保

現在の日本の選挙、特に国政選挙は、政党ありきで当選者が決まります。政権政党ともなれば政府とほぼ同義といえるほど、公的に大きな存在意義を持っています。にもかかわらず、政党を規定する公的ルールは無いに等しい。

会社法などで企業のガバナンスが厳しく規定されていることと比較しても、また、政党が年間約320億円という巨額の政党交付金を受け取っている点にかんがみても、政党ガバナンス不

在の現状を看過することはできません。

政党の在り方を規定する「政党法」は、ドイツ等多くの国に存在する一方、英国等存在しない先進国もあります。こうした法律が無いからガバナンスができないというわけではありませんが、昨年の衆院選でも新政党が乱立したように、日本の政党には英国の政党のような歴史・伝統がなく、各党の主張もはっきりとしていません。国民は政党によって政権選択をしているのに、政党自体の目標がはっきりしないのです。

ですから、綱領やマニフェストを、社会的なルールにのっとった形できちんと規定した方が、透明性も高まり、国民も投票行動を行いやすいのではないのでしょうか。

政党法を作るべきである、という報告書の最終目標は、日本の政治を強くことにあります。衆参717人の議員が党同士で競い合い、日本政治をよりよいものにしていく。そのためには、綱領、マニフェスト、党首の決め方などある程度統一化された基準を設け、競争の中で「政党力」を向上させていく視点が不可欠なのです。

時代を切り開くリーダーは 政党が育てる

政党力の向上は、政治家個人の能力向上にもつながります。

政治家には、経済人等外部の人間か

ら知識や情報を吸収する能力が求められます。公的な会議ばかりでなく、常日ごろからの交流を通じて、民意を敏感にキャッチし、政策立案に反映させていくことが彼らの仕事です。

その訓練の場こそ、政党ではないでしょうか。ベテラン議員が指導し、若手の政策立案能力を鍛えていく。英国では党が議員を教育するという点では徹底しており、素養のある若手を集中的に鍛え将来のリーダーへと育て上げるといったことも行われています。こうして、政治のプロフェッショナル集団が形成されているのです。

日本では、霞が関の官庁がシンクタンクとしての機能を果たしてきたといわれます。確かに官僚機構は優秀ですが、グローバル化、変化の時代に将来のビジョンを創造していく存在として、果たして適合しているといえるのでしょうか。多様な意見を集約し最終的な判断をする者として、政治家は存在感を発揮すべきであり、そのため高い見識が求められているはずです。

そうした政治力向上のためには、外部の人間も積極的に発言をし、かかわっていくことが求められます。とりわけ政治家本人にとって不利にもなりかねない課題は、第三者が中心になって議論すべきです。政党法を作る際にも外部の有識者会議が審査することが重要になってくるでしょう。



永山 治 委員長

中外製薬 取締役会長 最高経営責任者

1947年東京都生まれ。71年慶應義塾大学商学部卒業後、日本長期信用銀行入行。78年中外製薬入社。92年取締役社長、12年より現職。1995年経済同友会入会、06年度より幹事。07～10年度欧州委員会委員長、11～12年度政治・行政改革委員会委員長、13年度政治改革委員会委員長。

現在、第二次安倍政権は経済政策に主眼を置き高い支持率を得ており、参院選の結果いかんでは久々の長期政権となります。こういう時だからこそ、政治改革は行われるべきではないかと思ひます。政治が弱体化している時には、痛みを伴う改革はなかなか行える

ものではありません。逆に長期政権が「おごり」を持って過去の方法論に安住してしまえば、政治はまた振り出しに戻ってしまいます。

経済同友会では経済に関するさまざまなテーマを各委員会で論議していますが、政策として最終的に判断するの

はやはり政治です。さまざまな不満や問題意識を持って議論されていることと思ひますが、行き着くところは政治家の資質ではないかと思ひます。そうした問題意識で、政党の在り方について考えていただければ幸いです。

報告書
概要

「政党法」の制定を目指して

—日本の政党のガバナンス・「政党力」向上のために—

(5月17日発表)

I. 「政党法」の必要性:各論—重要9項目の検証

1 綱領

政党の定義規定そのものに「綱領があること」を取り込んでどうか。また綱領の策定・改訂は党大会で議決するよう義務付けてはどうか。

2 政党支部数

政治家個人への企業・団体献金が禁止された趣旨にかんがみると、政党支部数に制限ないし上限を設ける等の規制をすべきではないか。

3 マニフェストの内容と策定手順

- (1) **内容**: 「政党法」でマニフェストの形式や盛り込むべき事項を、ある程度、統一化・標準化すべきではないか。
- (2) **策定手順**: マニフェストには自党の政策的一体性を醸成する意味もある。一般党员も必ず関与させる等、政党に民主的なマニフェスト作成過程構築を義務付けるべきではないか。

4 マニフェスト修正手続き

マニフェスト修正の度合いに応じた手続きをあらかじめ定めておくことが必要。

5 党首

- (1) **党首選挙**: 各党バラバラな党员ポイント比率や投票資格を一定程度、統一化してはどうか。また第一党の党首選びは予備選を義務付けてはどうか。すべての政党の党首選挙において、外国人への投票権付与を禁止すべきではないか。
- (2) **与党党首の任期**: 「3年」としている党が多いようだが、衆院議員任期と同じ「4年」とするのが自然ではないか。与党党首の任期は「首相に選ばれてから4年」と、自動的に同期させるべきではないか。

6 政党助成制度

- (1) **政党交付金の使途**: 各政党の自主規制任せではなく、法律で何らかの使途制限をしてもよいのではないか。
- (2) **党執行部による資金配分**: 党内の資金配分について、まったく党執行部の自由でいいだろうか。落選中候補者への支援

も含め、何かルールは要らないのであろうか。

- (3) **政党交付金の返還**: 使い切れなかった政党交付金の返還について規制強化すべきではないか。受領辞退された政党交付金は国庫返納すべきではないか。
- (4) **「対総収入比率規制」復活の是非**: 当初の政党助成法にあった「対総収入比率規制」を復活させるべきか。

7 連立協議

連立を組むことが選挙前からはっきりしている場合には、連立マニフェスト作成を義務化すべきではないか。

8 候補者選定

- (1) **手続きの透明性**: 候補者公認・比例代表名簿の順位付け過程をより透明化すべく、何らかの規定をすべきではないか。
- (2) **予備選挙・世襲議員問題**: 例えば大政党には、公募制や同一選挙区からの立候補制限などを法律で義務付けてもよいのではないか。
- (3) **クォータ(割り当て)制**: 女性議員比率を高めるため立候補者の一定比率を女性にするような規制が日本でも必要かどうか。

9 倫理規定

- (1) **反党的行為による除籍(除名)**: 政党共通に説明義務、異議申し立て機会の保障など、何かルール化が必要ではないか。
- (2) **党議違反者への懲戒**: 懲戒権限・責任の明確化、決定プロセスの透明化、異議申し立て手続きの保障などを法定化すべきではないか。

II. 「政党法」に国民的後押しを!

- 「政党法」で、日本の政治・政党が抱える問題点すべてを解決できるとは思っていないが、現在個別法で規定された政党の規制を集中・独立・深化させ、政党を公的存在と認めた上で必要な内部組織規定を加えた「政党法」を作ることが、「近代的組織政党」への第一歩となり得る。
- 政治家の側から、政党活動に規制をかける動きが出ることは望み薄なので、国民の間から「政党法」制定を求める声が高まり、政党を動かすことを期待したい。